

## 母語が日本語以外の方もしくは外国籍の方へ

### 当院受診に際しての注意事項

#### 1. 通訳及び翻訳について

- (1) 当院では、前医の診療情報（データ）を翻訳するサービスは行っておりません。日本語の診療情報を当院へご持参ください。
- (2) 診療に必要となる診療情報（データ）が適切に翻訳されていない場合は、当院での診断精度に影響が生じる場合があります。その場合、追加検査に時間と費用がかかりますので、予めご了承ください。
- (3) 当院では、日本語でのコミュニケーションが困難な場合は、通訳の同伴を原則としています。同伴者がせん門通訳者以外（家族や知人など）の場合、通訳過誤、情報漏洩、倫理的配慮などにおいて、リスクがあることをご承知おきください。
- (4) 患者さんが通訳を用意できない場合は、当院の医療通訳サービス（対面通訳または遠隔通訳）をご利用ください。当院の医療通訳サービスを利用した場合、費用の一部を患者さんにもご負担いただきます。
- (5) 日常的な会話の場面でも、日本語でのコミュニケーションが困難な患者さんは、ご自身で翻訳アプリや翻訳機器などをご用意ください。
- (6) 当院は、通訳や翻訳を介したミスコミュニケーション等、通訳・翻訳を起因とする医療事故・医療過誤や、通訳・翻訳に関連した損害・損失が生じた際の責任を負いかねます。

#### 2. 費用について（日本非在住で、日本の健康保険資格を有していない患者さん）

- (1) 診療については、診療報酬点数1点につき10円で請求します。
- (2) 診療に係る費用は課税されます。
- (3) 外来で受診される場合、当日の支払いが可能か確認してからの受診となります。
- (4) 診察終了後は、遅滞なく医療費の精算をお願いします。

- (5) 治療を中断された場合、または期待された診断・治療に至らない場合でも、当院で受けた医療行為に対する医療費は、お支払いいただきます。
- (6) 合併症または予期せぬ病状悪化によって治療期間が延びる可能性があります。その場合に必要となる医療費、滞在費、在留期間延長手続きに伴う経費等は、患者さん自身にご負担いただきます。

### 3. 個人情報について

- (1) 診療を行うにあたり知り得た患者さんの個人情報は、「患者さんの権利」に基づき厳守いたしますが、他の医療機関または介護施設等との連携上必要な情報については、情報提供、または情報提供依頼をする場合があります。
- (2) 日本非在住で、日本の健康保険資格を有していない患者さんで当院の診療に係る医療費をお支払いいただけない場合には、厚生労働省、出入国在留管理庁、その他患者さんの本邦への入国に係る業務に従事する官公署に情報提供させていただきます。

### 4. その他

- (1) 宗教上、特に配慮が必要な事項がありましたら、診療時にご相談ください。
- (2) 当院で使用する説明書及び同意書は、本文書を含め日本語が正文となります。他の言語により訳文が作成された場合であっても、正文の解釈には何らの影響も及ぼしません。
- (3) 当院で使用する説明書及び同意書は日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。また、当院の診療から生じる一切の紛争については、日本の横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。